

相談援助の実務経験申告書

〈申告者（受験申込者）本人が記入する欄〉

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 様		作成日	令和 年 月 日
		フリガナ	
		申告者氏名	
私の精神保健福祉に関する相談援助の実務経験は、精神保健福祉士試験受験資格に係る指定施設における相談援助の実務経験に該当すると思われるので、所属長等の証明を添えて申告いたします。			
1. 常勤・非常勤 の区分 (いずれかに☑)	☐ 常 勤		
	☐ 非常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上の者に限る）		
2. 業務内容 (該当する事項に☑、 複数選択可)	☐ ①精神障害者の相談 ☐ ②精神障害者に対する助言、指導 ☐ ③精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練 ☐ ④精神障害者に対するその他の援助（その他 _____） ☐ ⑤援助を行うための関係者との連絡、調整等 (裏面の「相談援助の業務」を参照し、年間を通じた勤務時間の概ね5割以上を従事している場合に、①～⑤の該当項目を選択すること)		
3. 活動事例 (主なもの1～2例)	「2.業務内容」で選択した相談援助業務について、主な活動事例を記入してください		
(1)対象者の概要（年齢：_____ 歳、 疾患名 _____）			
(2)活動内容			
(注) 当欄に書ききれない場合、「別紙のとおり」と記入し、別紙（A4サイズ、様式自由）を添付すること。			

〈証明権限を有する代表者が記入する欄〉

申告者本人が記入した内容について間違いのないことを証明します。また、次の内容について、確認しました。		
法人名		
代表者	役 職	氏 名
確認事項	「実務経験証明書」及び「相談援助の実務経験申告書」の証明にあたり、下記の全ての基準等を満たすことを確認しました（該当する事項に☑）	
☐ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。		
☐ 申告者は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第4号 平成23年8月5日）の1から4に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。 (相談援助業務とは、裏面の「相談援助の業務」を参照)		
☐ 申告者の精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間（「実務経験証明書」の従業期間）は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第4号 平成23年8月5日）の1から4に掲げる職種の例と同等以上の相談援助業務を行っている相談員として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算したものであること。		
☐ 申告者の活動事例（主なもの1～2例）は、事実に基づく内容であること。		

(注) この申告書は、指定施設における業務の範囲等について（障発0805第4号平成23年8月5日）における実務経験申告書に基づく様式です。
(注) この申告に不実・錯誤した内容を記載した場合、及び精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な基準等を満たさない場合は、受験資格を認められません。

相談援助の業務
【精神保健福祉士試験の受験資格に係る実務経験について
(平成14年5月20日障精第0520001号) 別添】

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の①～⑤に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

① 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

② 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

③ 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

④ 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

⑤ 援助を行うための関係者との連絡、調整等

- ・ ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ ケース記録等の関係書類の整理
- ・ 職員間の申し送り、連絡、調整
- ・ 関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の「実務経験コード番号表」の「(2) 施設・職種コード」に示した施設（事業）等及び職種として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。